

学校用コンピュータ及びネットワーク利用規定

平成23年4月1日
大野町情報部会

(趣旨)

1. この規定は、大野町の条例に基づき、大野町小中学校における学校用（職員用・教育用）コンピュータ及びネットワーク（校内LAN）利用について必要な事項を定めるものとする。

(ねらい)

2. この学校用コンピュータ及びネットワーク利用規定は、大野町小中学校の教育目標の具現と学校の情報化を図るために運用される。

(管理責任者)

3. 各校の学校用コンピュータとネットワークの管理及び運用の責任者は各校校長とする。

(管理担当者)

4. 校長は、学校用コンピュータ及びネットワークの管理担当者を置き、教頭をもって充てる。
5. 教頭は校長と連携をとりながら、学校においてコンピュータ及びネットワークが適正かつ有効に活用されるように次のことに努める。
 - (1) データの管理とネットワークの運営に関する管理を行う。
 - (2) 学校内外からのネットワークに関する連絡を受け付ける窓口となる。
 - (3) 校長の方針に基づいて学校用コンピュータ及びネットワークを適切かつ有効に活用するように教職員を指導啓発する。
 - (4) 受発信される情報等が適切なものであるように教職員を指導啓発する。
 - (5) 学校のウェブページの完全性、正確性、有用性、安全性、公正・公平・中立性、及び最新性等について必要な努力をし、作成あるいは更新、削除に務める。
 - (6) ネットワークを利用するための機器及びソフトウェア等の管理をする。
 - (7) 利用者からの質問や支援等に誠意をもって迅速に対応する。

(取り扱い責任者)

6. 校長は、学校用コンピュータ及びネットワークの利用の適正を図るために、コンピュータ及びネットワーク取り扱い責任者を置き、情報教育主任をもって充てる。
7. 取り扱い責任者は、本校教職員の意見を取り入れながら、学校のウェブページを作成する。
8. 取り扱い責任者は、ネットワークの接続、学校用コンピュータ及び周辺機器の利用に必要な環境の設定に努める。

(学校用コンピュータの利用)

9. 職員室サーバ及び学校用ノートコンピュータに部品、付属品の装着、交換は大野町教育委員会の承諾を得る。
10. 職員室、学習用（コンピュータ室）サーバ及び学校用ノートコンピュータはウイルス駆除ソフトにより毎日チェックする（自動）。ウイルスが発見された場合には、事務端末コンピュータにメールが送信されるので確認をする。異常があったときは、大野町教育委員会へ連絡する。

11. 学校用ノートコンピュータの校外への持ち出しは原則として禁止する。ただし、校務及び自己研修目的の場合は校長の許可を得る。
12. 導入アプリケーション以外のソフトウェア（フリーソフトウェアを含む）のインストールは行わない。ただし、教育活動や研究等を目的として、研究会等で作成されたソフトウェア等のインストールについては、大野町教育委員会へ申請をして許可を得る。個人所有物のインストールは行わない。
13. 学校用ノートコンピュータには、学校情報データは入れず、職員室サーバにて保管する。
14. 校内LANにログインする際、通常は教師用（パスワードあり）でログインし、児童生徒に学習用として利用させる場合は、児童生徒用（パスワードなし）でログインして区別する。
15. 校内（職員室以外）にて教師用ログインして使用する場合には、職員室サーバに接続が可能になっているため、席を外す際などにはスクリーンセーバーにパスワードを設定して生徒たちにアクセスさせないなど留意する。

（ネットワークの利用）

16. 児童生徒及び職員がネットワークを利用するにあたっては、次に定める条項に即して運用を図る。
 - (1) 他人を誹謗・中傷しないなど、人権やプライバシーに十分に配慮する。
 - (2) 事実と反する、あるいは事実でない情報を発信しない。
 - (3) プログラムやデータを複製する場合や情報（文章、絵画、写真、音楽等）を掲載する場合はその著作権、肖像権、知的所有権を侵害しないように配慮する。
 - (4) その他、個人情報保護など情報モラルや情報発信に関わるマナーに即した利用を図る。
 - (5) 教職員は、児童生徒が教育上有害な情報に触れないように必要な配慮を行う。
17. 学校用コンピュータ以外のコンピュータをネットワークに接続しない。

（個人情報の保護）

18. 情報発信は、校長が教育上必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。
19. 児童生徒の個人情報を発信しようとする場合は、教育的配慮をした上で、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する目的並びに内容及び危険性を説明し、同意を得た上で発信するものとする。
20. 発信した情報について、本人もしくは保護者から修正や削除の要請があった場合には、速やかに適切な処置を講じる。
21. 発信する個人情報の範囲は以下に定めるところによる。
 - (1) 原則として姓名は発信しない。ただし、教育上必要がある場合には、発信することができる。その際、本人や保護者の承諾を得るものとする。
 - (2) 映像を発信する場合は個人が特定できないよう配慮する。
 - (3) 住所、電話番号、生年月日、家庭環境、その他の個人情報（成績、健康状態、身体的特徴など）は発信しないものとする。
22. 職務の必要上、入手した児童生徒氏名、住所、生年月日、保護者氏名、電話番号、家庭環境及び成績、健康状態、身体的特徴に関するデータは、原則として個人パソコンや校内サーバに保存せず、校長が指示した外部記憶媒体に保存し、特定の施錠できる保管庫に保管する。
23. 不要になった記憶媒体は必ず破棄する。